## 太平洋クロマグロの資源管理における知事管理漁獲枠の拡大及び 経営安定対策の拡充を求める意見書

平成 26 年に中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)において合意された太平洋クロマグロの保護管理措置については、沖縄県においても国の指示に従い、県内の管理体制の整備が進められてきた。

昨年1月より、大臣管理漁業においては、法に基づく管理へ移行し、大型魚の漁獲枠 についても漁業種別配分がなされた。

沖縄県には近海かつお・まぐろ漁業に区分される、60隻のマグロはえ縄漁船があり、 沖縄県周辺でのクロマグロの漁期が始まって間もなく、計画されていた段階的措置もないままに、漁獲枠の積み上がりを理由に採補禁止となった。また、昨年7月からの知事 管理漁業においても都道府県ごとの大型魚の漁獲枠が配分され、沖縄県内の漁獲枠は 127.2トンとなり、近年の実績を考慮すると、あまりにも少ない配分に漁業関係者の間では、この管理措置への不安と不信感が否めない状況となった。

太平洋クロマグロは、沖縄県においても重要な水産資源であり、資源の回復を目指す取り組みには一定の理解が得られている。しかしながら、沖縄県周辺の排他的経済水域においては、日中漁業協定及び日台漁業取り決め等で、漁業者の漁場の確保、安全操業に対し、多くの負担を強いてる状況である。

その中で、昨年7月2日に水産庁主催による、クロマグロの資源管理についての説明会が八重山漁業協同組合で行われ、水産庁職員による一方的な説明に、漁業者からは「沿岸で操業する零細漁業者には死活問題だ」「なぜ現場漁業者の意見を聞かないのか」「決め方や進め方がおかしい」など十分に理解が得られないまま、国内の資源管理措置が実行された。

沖縄県は今年度の第5管理期間で前期を4月1日から7月31日までの漁獲枠114トン、留保枠11.2トン、後期を8月1日から翌年3月31日までの漁獲枠を1トン、留保枠1トンに設定し、県内の操業開始から僅か48日間という期間で前期漁獲枠設定の上限に達したため5月18日付けで、管理措置に従い採捕の禁止を発令した。

最盛期を迎える時期の採捕禁止措置命令は、漁業者の生産意欲を低下させるものであり、後継者育成にも影響を及ぼしかねない由々しき事態である。

八重山漁業協同組合によるクロマグロの水揚げは、本数で 219 本(前年度比マイナス 168 本)、トン数で約 45 トン(前年度比約マイナス 26 トン)となっており、漁業者所得の減や水揚げが減った事による鮮魚店等の経営圧迫など、マグロ漁に依存している漁業

関係者の生計を脅かす事態となった。

八重山漁業協同組合所属のはえ縄漁船 21 隻・集魚灯 23 隻・ひき縄 49 隻の漁業関係者の経営安定を図るため、当市議会はクロマグロ資源管理を所管する水産庁及び政府に対し、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 知事管理漁獲枠の拡大を十分に行うこと。
- 2 経営安定対策の拡充について対象漁業者への所得補償等、支援策を拡充し強化すること。
- 3 管理計画について、時間的な余裕をもって公表し、十分な説明及び漁業関係者の意 見を聞く機会を設けること。
- 4 日中漁業協定及び日台漁業取り決め等で、多くの負担を強いてる状況であるため先島枠を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年7月1日

石垣市議会

宛て先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、沖縄及び北方対策大臣、農林水産 大臣、沖縄県選出国会議員、水産庁長官